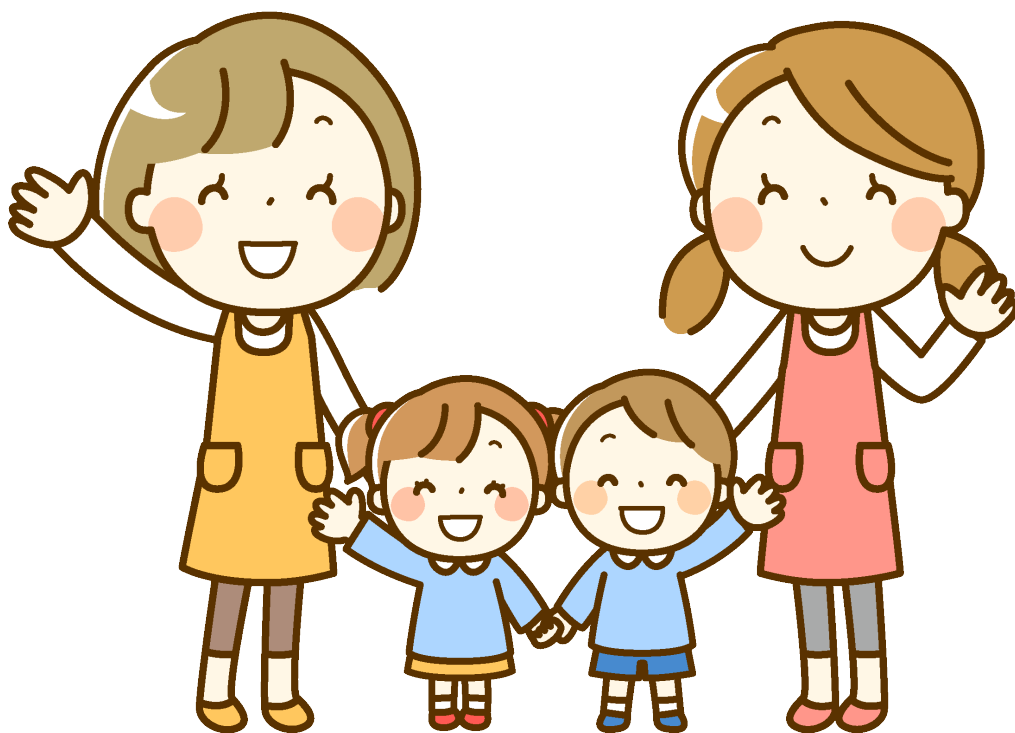




社会福祉法人 あさい福祉会 和光こども園

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。



送迎用・来客用駐車場がございます。決められた場所に駐車し、近隣の方のご迷惑にならないようご配慮をお願いいたします。

この重要事項説明書は、卒園まで大切に保管してください。

目次

和光こども園について

1 運営主体.....	3
2 利用施設.....	3
3 施設の目的・運営方針.....	3
4 施設・設備の概要.....	4
5 職員の配置状況.....	5
6 職員の勤務体制.....	5
7 利用定員及び教育・保育を提供する日・時間.....	6
8 園内見取り図.....	9

提供する保育の内容

9 保育理念.....	10
10 保育目標.....	10
11 保育の内容に関する全体計画.....	10
12 教育目標.....	10
13 1日の流れ.....	11
14 主な授業（カリキュラム）予定.....	11
15 主な年間行事予定.....	12
16 給食の提供.....	13
17 その他の事業の実施状況.....	13
18 利用料金.....	13
19 利用の終了に関する事項.....	13

緊急時等の対応方法・非常災害対策

20 緊急時の対応方法.....	14
21 賠償責任保険について.....	14
22 警報発表時等の対応について.....	14
23 南海トラフ地震臨時情報の対応について.....	14

目次

防犯・事故防止・虐待防止・苦情等の受付

24 防犯・事故防止のための措置.....	15
25 虐待の防止のための措置.....	15
26 苦情等の受付.....	15

個人情報保護の方針

27 個人情報保護の方針.....	16
-------------------	----

和光子ども園からの連絡とお願い

28 子どもの送り迎え.....	17
29 登降園時の注意.....	17
30 保護者用名札の着用について.....	17
31 給食について.....	18
32 土曜保育について.....	18
33 延長保育について.....	18
34 園で病気の発症や怪我をした場合について.....	18

和光こども園について



第1 運営主体

事業者名称	社会福祉法人あさい福祉会 和光こども園
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中川区東起町1丁目14番地1
法人種別	社会福祉法人あさい福祉会
代表者氏名	理事長 浅井 正仁
電話番号	052-381-8061

第2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	和光こども園
施設の所在地	愛知県名古屋市中川区東起町1丁目14番地1
管理者氏名	園長 櫻井 信寿
開園時間	月曜日～金曜日 7:15～19:15 土曜日 7:30～18:30
クラス	0歳児 うめ組 1歳児 ちゅうりっぷ組 2歳児 さくら組 3歳児 ひまわり組・ばら組 4歳児 すみれ組 5歳児 ゆり組

第3 施設の目的・運営方針

和光こども園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（平成22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- (1) 当園は、子どもの最善の利益を考慮し、落ち着いた雰囲気の中で健やかに過ごせるよう配慮し、子どもにとって最もふさわしい生活の場になるよう努める。
- (2) 当園は、子ども一人ひとりの特性を大切にし、子どもの想いや願いを受け止め、子ども一人ひとりが十分に自己の能力を発揮できるような保育環境の提供に努める。

和光こども園について



(3) 当園は、地域に開かれた社会資源として、地域の人々や関係機関等との連携、中学校の体験学習や実習の受入れ、高齢者の方々との交流等、様々な事業の展開に努める。

(4) 当園は、保護者との相互理解を図るため、積極的な取り組みに努める。

第4 施設・設備の概要

<施設>

敷 地	敷地全体	991.73㎡
	屋外遊技場	464㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	873.37㎡

<主な設備>

設 備	居室数	備 考
乳児室	2室	ちゅうりっぷ組(1歳児クラス) うめ組(0歳児クラス)
ほふく室	1室	
保育室	5室	ゆり組(5歳児クラス)、すみれ組(4歳児クラス)、 ばら組(3歳児クラス)、ひまわり組(3歳児クラス)、 さくら組(2歳児クラス)
遊戯室	1室	
調理室	1室	
職員室	1室	
ノンコンタクトタイムスペース	1室	
医務室	1室	
放送室	1室	
事務室	1室	

和光こども園について



第5 職員の配置状況

当園では、「名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第57号）」「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」等の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

<主な配置職員>

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	—	
副園長	1人	1人	—	
教頭	1人	1人	—	
主幹保育教諭	1人	1人	—	
指導保育教諭	1人	1人	—	
保育教諭	15人	13人	2人	
医師（嘱託医）	2人	—	2人	
薬剤師	1人	—	1人	
栄養士	2人	2人	—	
事務員	1人	—	1人	
交通警備員	1人	—	1人	
保育補助	4人	1人	3人	

※その他、必要に応じて職員を配置しています。

第6 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長・副園長	8:30 ～ 17:15	
教頭	7:15 ～ 18:30	シフト制
主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 保育補助	平日 7:15 ～ 19:15 土曜 7:30 ～ 18:30	シフト制
事務職員	8:30 ～ 17:15	
栄養士	8:15 ～ 17:00	
調理員	9:00 ～ 12:00	
交通警備員	7:30 ～ 9:30 15:30 ～ 18:30	午前・午後 2名体制

和光こども園について



第7 利用定員及び教育・保育を提供する日・時間

<1号認定>

対象年齢	満3歳～5歳児（小学校就学前まで）		
利用定員	1号認定 10名		
教育・保育を提供する日	開園日：月曜日～土曜日 休園日：日曜日・国民の休日及び年末年始（12月29日～1月3日）		
教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定	午前10時～午後2時（月～土） ※上記の時間外でご利用された場合は利用料が必要となります。（「延長教育保育にかかる費用」参照）	
利用負担額 （保育料・授業料）	名古屋市の利用者負担額による。（名古屋市以外の方は各市町村による）		
昼食費	主食費 1,000円（月額）＋ 副食費 4,500円（月額）＝ 合計5,500円		
被服費	590円～18,113円		
教材費	3,700円～8,000円		
延長教育保育 にかかる費用	飲食物費	＜延長時間1時間ご利用された場合＞ 提供した飲食物費の実費相当額と月額1,000円を比較して少ない方の額 ＜上記以外の時間をご利用された場合＞ 提供した飲食物費の実費相当額	
		事業の 運営費	7:15～9:00 9:00～10:00
	14:00～15:00 15:00～		無料 1時間ごとに日額 100円 ※19:15までの場合、日額 400円

和光こども園について



<2・3号認定>

対象年齢	0歳児～5歳児(小学校就学前まで)
利用定員	2号認定 100名 3号認定 45名(内満1歳未満6名)

教育・保育を提供する日	開園日 : 月曜日～土曜日 休園日 : 日曜日・国民の休日及び年末年始(12月29日～1月3日)	
教育・保育を提供する時間	保育短時間認定	午前8時30分～午後4時30分の範囲で保護者が教育・保育を必要とする時間 ※上記の時間外をご利用された場合は短時間延長保育の利用料(P.8参照)が必要となります。
	保育標準時間認定	午前7時15分～午後6時15分の範囲で保護者が教育・保育を必要とする時間 ※上記の時間外をご利用された場合は延長保育の利用料(P.8参照)が必要となります。
利用負担額 (保育料・授業料)	名古屋市の利用者負担額による。(名古屋市以外の方は各市町村による)	
昼食費	主食費 1,000円(月額) + 副食費 4,500円(月額) = 合計5,500円	
被服費	590円～18,113円	
教材費	3,700円～8,000円	



和光こども園について



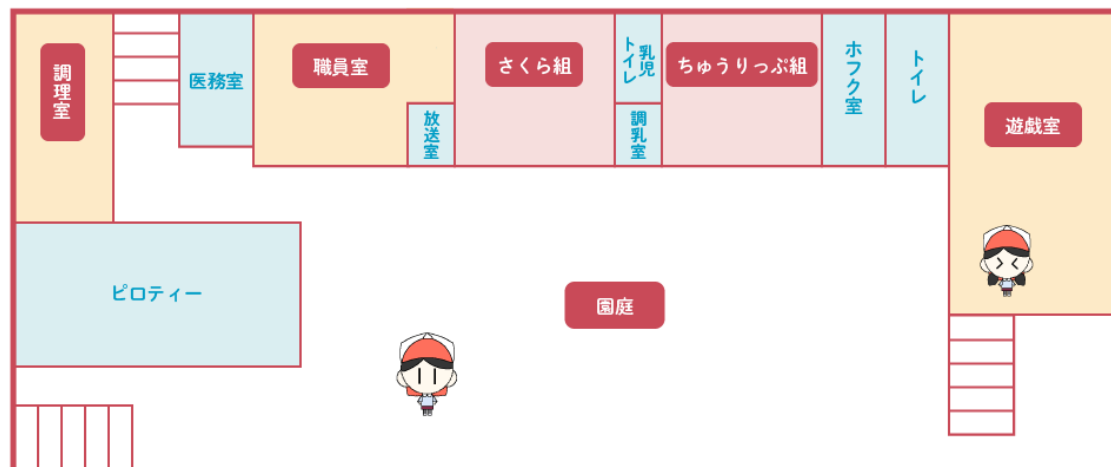
延長保育	飲食物費	＜延長時間1時間ご利用された場合＞ 提供した飲食物費の実費相当額と月額1,000円を比較して少ない方の額 ＜上記以外の時間をご利用された場合＞ 提供した飲食物費の実費相当額
	事業の運営費	＜延長時間1時間ご利用された場合＞ ●生活保護世帯及び当該年度分（4月～8月までに關しては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子どもは日額 0円 ●当該年度分（4月～8月までに關しては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額40,800円未満の世帯に属する子どもは日額 100円 ●当該年度分（4月～8月までに關しては前年度分）市町村民税が所得割額40,800円以上の世帯に属する子どもは日額 200円 ＜上記以外の時間をご利用された場合＞ 特に運営上必要となる費用
短時間 延長保育	事業の運営費	＜延長時間1時間～3時間ご利用された場合＞ ●生活保護世帯及び当該年度分（4月～8月までに關しては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子どもは日額 0円 ●当該年度分（4月～8月までに關しては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額40,800円未満の世帯に属する子どもは日額 100円 ●当該年度分（4月～8月までに關しては前年度分）市町村民税が所得割額40,800円以上の世帯に属する子どもは日額 200円

和光子ども園について



第8 園内見取り図

◆1階



◆2階



◆3階



提供する保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる教育・保育の提供等を適切に行います。

第9 保育理念

「つよく あかるく すこやかに」

人の一生にかけがえなく大きな影響を残す幼児期の教育について、昨今ほど重要視され、科学的に研究されていることはありません。和光こども園は、常に新しい保育理論の研究と実践から、真の幼児教育とは何かを問い続けています。

第10 保育目標

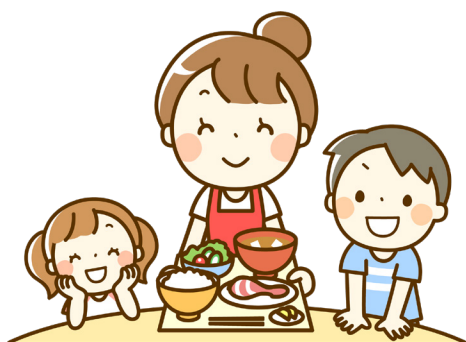
1. 元気に挨拶しよう
2. 友達と仲良く遊ぶ
3. いろいろな事に挑戦する

第11 保育の内容に関する全体計画

常に一人ひとりの特性に応じた保育を考え、健康面への配慮、生活の場としての基本的な援助、発達の視点に立った援助、保護者への配慮等を踏まえ、一人ひとりの実態に即した保育を目指す。

第12 教育目標

1. よい習慣・豊かな人間性を柱に、協調性ある発育をめざす。
2. 集団生活の経験を通じて、民主的な生活態度を培う。
3. 自然への正しい理解・言語能力の増進・遊びを通じての想像力を養う。



提供する保育の内容

第13 1日の流れ

乳児

7:15	開園・早朝保育
8:30	登園
9:30	登園完了
9:35	おやつ
9:45	お始まり
10:15	主活動
11:00	給食
12:15	片付け・休息
14:00	おやつ
15:00	降園
18:15	延長保育
19:15	閉園



年少～年長

7:15	開園・早朝保育
8:30	登園
9:30	登園完了
9:45	お始まり
10:15	午前授業
11:30	給食
12:15	片付け・休息
13:00	午後授業
14:00	おやつ
15:00	降園
18:15	延長保育
19:15	閉園



第14 主な授業（カリキュラム）予定

●英語教室（外国語活動）

小学校で英語が必修化されたのは、中学校からの英語学習にスムーズにつなげ、高校卒業までに、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4つのスキルを育てるためです。和光こども園では、小学校の英語にスムーズにつなげるための「慣れる」をコンセプトにした教育を行います。

●書道教室 ●硬筆教室

字が覚えられる・きれいに書けるようになるということはもちろん、日本の伝統文化に触れられる、姿勢がよくなるなどさまざまな効果が期待されます。

●体操教室 ●ダンス（表現運動）

体育教育の専門家を講師として招き、子どもたちの体力づくりと健康づくりを行っています。リズムダンスなどを通して、自分の感情を表現することの大切さ、自分の考えや感じたことを他人に伝える力を育みます。

●ピアノ力

小学校に進学してからも役立つピアノ力を卒園までにふけるようにしています。

●食育 ●料理体験（おやつ作り等） ●茶道体験（お茶の作法）

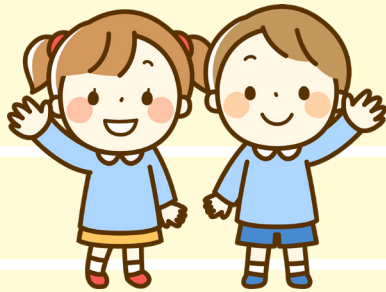
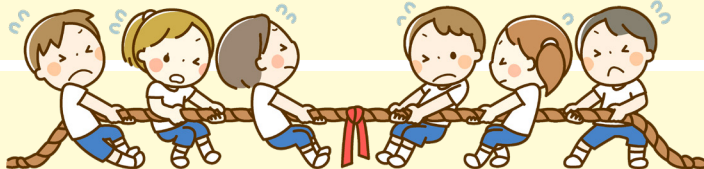
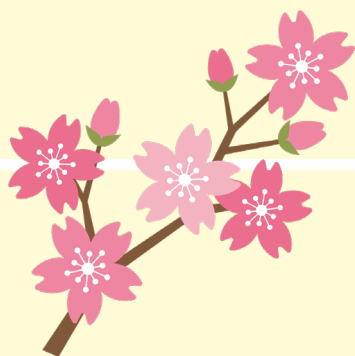
和光保育園独自の食育計画を策定し、以下の目標を掲げています。

1. 友達と楽しく食事する喜びを味わう
2. 好き嫌いなく何でも食べ、食事のマナーを身につける
3. 食材、作ってくれた人たちすべてに感謝し、命の大切さを知る
4. 行事に関心を持って参加し、季節の食材に興味をもつ



提供する保育の内容

第15 主な年間行事予定(★は保護者参加行事)

4月	★入園式 1学期 始業式 短縮授業(慣らし保育)・通常授業(平常保育) 蟻虫卵検査	
5月	健康診断 ★授業参観(親子ふれあい)	
6月	歯科検診	
7月	プール開き すもう大会 ★夏祭り・生活発表会 ★個人懇談会	
8月	1学期 終業式 夏の保育 夏の授業	
9月	2学期 始業式 プラネタリウム(年長のみ) ★敬老会	
10月	★運動会 秋の遠足	
11月	健康診断 交通安全指導	
12月	もちつき大会 クリスマス会 2学期 終業式	
1月	冬の保育 冬の授業 3学期 始業式	
2月	節分 保育まつり(年長のみ) ★お遊戯会 新入園児説明会	
3月	お別れ会 ★卒園式 3学期 終業式 春の保育 春の授業	

提供する保育の内容

第16 給食の提供

園内にある調理室にて、栄養士、調理職員が手作りした給食を提供します。名古屋市から送付された献立表を参考として、季節に応じた和光こども園独自の献立を加えています。

第17 その他の事業の実施状況

●障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

●延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため保育時間の延長を行います。

第18 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額(利用料)

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。

(3) 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

保育の提供にあたり必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

※金額は、P6「第7 利用定員及び教育・保育を提供する日・時間」をご参照ください。

第19 利用の終了に関する事項

園児が次に該当する場合は、幼児教育・保育の提供を終了するものとします。

(1) 園児が小学校へ就学したとき

(2) 園児の保護者が子ども・子育て支援法に基づく支給認定を受けられなくなったとき

(3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき



緊急時等の対応方法・非常災害対策

第20 緊急時の対応方法

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は学校医、学校歯科医に連絡を行います。

医療機関の名称	富田クリニック	医療法人ホリスかにえ総合歯科
医師名	伊藤 正博	吉田 守宏
所在地	名古屋市千川区かの里2丁目504	海部郡蟹江町本町11丁目161
電話番号	052-301-1212	0567-95-8800

第21 賠償責任保険について

当園では、園児を対象とした損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険(株) 令和9年4月1日より、三井住友海上あいおい損保(株)になります。
補償金額	1億円(上限)

第22 警報発表時等の対応について

	暴風警報発表時 ※下記に関わらず、保護者が防災業務に従事している等、やむを得ない事情により当日の保育が必要な園児については受入れを行います。	施設が所在する地域に		防災気象情報の	
		高齢者等避難 (警戒レベル3) 発令時	避難指示 (警戒レベル4) 発令時	レベル4 危険警報 発表時	レベル5 特別警報 発表時
保育時間中に 発表(発令) された場合	園児の登園後に本市域に暴風警報が発表された場合は、至急お迎えに来てください。	○休園としますので、至急お迎えに来てください。 ○状況により避難場所へ避難します。この場合、コドモンで連絡します。 避難先:西中島小学校 (※ただし、レベル4 危険警報のみ発表されており、避難情報が発令されていない場合は、暴風警報と同様の取り扱いとします。)			
保育時間外に 発表(発令) された場合	○本市域に暴風警報が午前6時現在発表されており、継続が予想される場合は、園児の危険を予防し、不測の事態を未然に避けるため登園を見合わせてください。 ○午前6時までに解除された場合、平常通り保育を行います。	○解除されるまでは休園とします。 ○午前6時までに解除された場合、平常通り保育を行います。 (※ただし、レベル4 危険警報のみ発表されており、避難情報が発令されていない場合は、暴風警報と同様の取り扱いとします。)			
保育時間中に 解除された場合	○午前6時から11時までに解除された場合、午後1時から保育を行います。※昼食を済ませて登園してください。 ○午前11時を過ぎても解除されない場合、登園を見合わせてください。	○午前6時から11時までに解除された場合、午後1時から保育を行います。※昼食を済ませて登園してください。 ○午前11時を過ぎても解除されない場合、休園とします。			



第23 南海トラフ地震臨時情報の対応について

巨大地震(注意)・(警戒)	平常通り授業(保育)を行います。
---------------	------------------

※巨大地震(警戒)の発表が開園前の場合は登園を控え、開園後の場合はお迎えに来ていただくことを推奨します。(この場合の利用者負担額(保育料)は日割り計算して調整します。)

防犯・事故防止・虐待防止・苦情等の受付

第24 防犯・事故防止のための措置

保育園内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを積極的に進めます。

1. 事前対策（定期）

- ①施設・設備等の点検
- ②危機管理体制の整備、園内研修

2. 日常対策（毎日）

- ①出入口の限定
- ②訪問者の確認
- ③園内の巡回

3. 不審者の対応

4. 応急手当

第25 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し、研修を実施します。

第26 苦情等の受付

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

なお、第三者委員である福祉サービス苦情相談センターは、直接、苦情やご相談を受け付けることもできます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長 櫻井信寿 苦情受付担当者 教頭 田端莉帆
第三者委員	福祉サービス苦情相談センター ○相談時間 月曜日～金曜日（国民の祝日・休日、年末年始は除きます） 9時～12時、13時～17時 ○相談先 電話:052-910-7976 FAX:052-910-7977 〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階（北区総合庁舎内）



個人情報保護の方針

第27 個人情報保護の方針

当園では、個人情報保護法の重要性を深く認識し、個人情報の適切な扱いに関し、当方針を全職員に周知徹底するとともに確実に実行いたします。

(1) 個人情報(インターネットを含む)の適切な取得、利用、提供を行います。

個人情報は、適法かつ公正な手段によって取得します。その際には、利用目的や利用範囲を明確にして、これを本人に通知又は公表します。取得した個人情報の目的外利用は一切行いません。法令に定める場合を除き、本人の同意なく個人情報の第三者への開示・提供は行いません。業務の一部を企業へ委託する場合は、守秘義務契約等によって業務委託先に個人情報保護を義務付けるとともに、その扱いを管理・監督します。

(2) 個人情報の管理に万全を尽くします。

当園は、個人情報の正確性を保ち、これを完全に管理します。

個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、不正アクセス対策、ウイルス対策等適正な情報セキュリティ対策を講じます。

(3) 個人情報の開示等について適切に対応します。

当園は、本人が自己の情報について、開示・訂正・利用停止・削除等を求める権利を有していることを確認し、これらの請求がある場合には速やかに対応します。

(4) 法令を遵守するとともに、規定等を定め徹底します。

個人情報の取り扱いに関して、法令を遵守するとともに、個人情報の適切な取得・管理・利用等を行うための規定等を策定、実施し、また継続的な見直し、及び改善を行います。個人情報保護管理者を定め、個人情報の適切な管理を実施します。全ての職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法等について教育・啓発を行い、日常業務における個人情報の適切な取り扱いを徹底します。

(5) 上記その他の個人情報に関する問い合わせ窓口を設置します。

【問い合わせ窓口】

管理者：園長 櫻井 信寿

担当者：主幹保育教諭 伊藤ますみ

TEL : (052)381-8061



和光こども園からの連絡とお願い

第28 子どもの送り迎え

- 送迎は**保護者**が責任をもって行い、必ず保育教諭に声をかけて園児を引き渡してください。
- 保護者以外の方がお迎えに来るときは、**必ず電話連絡をしてください**。また、その際には身分証明書となるものをご提示していただくことがあります。
- 登降園時の送迎で、園庭・門扉周辺・駐車場等で遊ばせることは大変危険です。絶対にやめていただき、必ずお子様と手をつないでください。
- 送迎に車をご利用の方は、周辺の方の迷惑とならないよう、必ず園の駐車場を利用してください。周辺道路への駐停車は近隣住民の迷惑となるため、絶対にしないでください。
- 送迎時など、車を離れる時は必ずドアロックをしてください。駐車場での事故・盗難につきましては責任を負いかねます。

第29 登降園時の注意

- 朝食を必ずとり**、9時30分までには登園してください。
- 欠席または遅刻の場合は、**前日まではコドモンで、当日は電話で**、必ず9時30分までに連絡をしてください。
- 降園時間は予定時間を守ってください。
- 登園の際は、子どもの健康状態を観察して、病気の疑いがある時は病院の受診をお願いします。
- 感染性疾患、事故などがあった時はただちに園に連絡をしてください。
- 服装はフード付きや、肌を傷つける飾りがついている服などはご遠慮ください。
- 靴はサイズにあった履きやすい運動靴をご用意ください。サンダルやクロックスはご遠慮ください。
- 園には、規定のもの以外（玩具・アクセサリ・キーホルダー・食べ物など）は持たせないでください。
- 園からご家庭へ連絡する場合、コドモンで連絡をしますので、随時確認をしてください。
- 投棄については原則、園では行えません。緊急時や、やむを得ない理由がある場合は、ご相談ください。
当園の学校薬剤師と協議の上ご回答させていただきます。

第30 保護者用名札の着用について

- 不審者対策・安全管理の観点から、保護者の方には名札の着用をお願いしております。各家庭へ配布をさせていただきますので、送迎・参観・園行事などで来園される際には、必ず着用をお願いいたします。
- お子さまが進級をされても卒園までお使いいただけます。
- 汚損・破損された場合や、祖父母の方のお迎え等で複数枚必要な場合は、別途ご購入をお願いしております。必要な場合は、担任までお申し出ください。（1セット200円）

和光こども園からの連絡とお願い

第31 給食について

- 毎月末に給食献立表をコドモンで送付します。
- 必要に応じて、アレルギー除去食・離乳食等などの個別対応食が可能です。
- アレルギーがある場合は医師の診断書のご提出をお願いいたします。
- 複数のアレルギーがある場合は園での対応が難しい場合がございます。その際は、お弁当をご用意していただきますので、あらかじめご了承ください。

第32 土曜保育について

- 土曜利用の場合の保育時間は7:30～18:30(延長おやつ無し)です。
- 土曜日に保護者(父・母)が就労のため、家庭保育が困難である場合に利用が可能です。
- 希望する場合は、前月の15日までに1か月単位で「土曜日希望保育利用届出書」を提出してください。
- 土曜保育は職員が特別の勤務体制で保育を行います。15日を過ぎて提出をされた場合は、お引き受けできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

第33 延長保育について

- 延長保育時間は、以下のとおりです。

保育短時間者	7:15～8:30	16:30～19:15
保育標準時間者	18:15～19:15	
- 延長保育で18:15以降ご利用される場合は、**おやつが必要**です。
- おやつは50円位までで、1回分をご持参ください。持参忘れないようお願いいたします。
- アレルギーがあるお子さまは、持参するお菓子もアレルギー食材の入っていないものを持たせていただくようお願いいたします。
- 18:15から延長保育の利用料金が発生いたします。園児の引き渡し完了までの時間ですので、荷物のお渡し等の時間も考慮し、18:13までにはお越してください。**18:15到着の方は利用料金がかかります。**



第34 園で病気の発症や怪我をした場合について

- 発熱の場合は以下のとおりです。

37.5度以上の場合は、保護者へ連絡し、お迎えをお願いいたします。
- 下痢・嘔吐・腹痛・その他異常を感じた場合は、お迎えをお願いすることがあります。
- すり傷・切り傷等の怪我をした場合は、流水で傷口を洗い、清潔なタオル等で水分を拭き取り、降園時に保護者へ報告いたします。また、怪我の症状が重い場合は医療機関を受診のうえ保護者にご連絡いたします。



社会福祉法人あさい福祉会 和光こども園

〒454-0935 愛知県名古屋市中川区東起町1丁目14-1

電 話

052-381-8061

開園時間

月～金曜日 7:15～19:15 土曜日 7:30～18:30

休 園 日

日曜日・祝日 年末年始(12月28日～1月3日)



社会福祉法人 あさい福祉会

和光こども園



詳細はホームページでご覧いただけます。

和光こども園

検 索

<https://wakohoikuen.com/>